

松江市告示第135号

松江市情報サービス産業等立地促進補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年3月30日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市情報サービス産業等立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市情報サービス産業等立地促進補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「情報サービス産業等」とは、ソフトウェアの開発、ハードウェア、ネットワークを含む情報システム全体の構築、ネットワークを利用した各種サービス、情報化に関するコンサルティングなどを行う知識集約型産業及び情報サービス産業に携わる人材育成機関をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者等の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市情報サービス産業等立地促進補助金
補助金交付の目的	情報サービス産業等の進出にかかる費用負担を軽減し、経費の一部を助成することにより市内への企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図ることで地元若年層やU・Iターン者をはじめとする若者定住の促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	補助事業者等が支払うオフィスの賃料で、補助金交付決定のあった日から8年間分のもの
交付の率又は金額	補助金の交付の額は、月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれに類する経費は除く。)の2分の1の額(限度額200,000円/月)とする。
補助事業者等の範囲	<ul style="list-style-type: none">・市外から新規に松江市に立地した企業・市内在住による常時従業者を3人以上継続して雇用する企業(人材育成機関を除く。)・市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること・操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること
終期	平成23年3月31日

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。